

第 2 3 4 回
福岡県都市計画審議会会議録

平成 3 1 年 1 月 2 5 日
福岡県中小企業振興センター

午前 10時26分 開会

(静岡都市計画課長補佐) 定刻より若干早うございますが、皆さんおそろいになりましたので、ただいまから始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。私は司会進行を務めさせていただきます、福岡県都市計画課課長補佐の静岡と申します。よろしく願いいたします。

現在、16名の委員の皆様が御出席で、当審議会は定足数に達しておりますことを御報告いたします。

続きまして、本日の資料について確認させていただきます。本日の資料は全部で6点ございます。

まず、本日の第234回福岡県都市計画審議会次第でございます。以下、次第に配付資料として掲げてございますが、順に申し上げます。

1点目は、「第234回福岡県都市計画審議会議案」と書かれましたA4判の横長のものがございます。

2点目は、付議案件に係る資料といたしまして、A3判横長の「第234回福岡県都市計画審議会委員用図面」でございます。

続きまして、当審議会の参考資料といたしまして、審議会委員名簿、審議会条例、配席図の3点でございます。

以上、次第を含めまして全部で6点でございます。どうぞ御確認ください。配付漏れはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、会議の議長につきましては、福岡県都市計画審議会条例第4条第2項の規定によりまして会長が行うこととなっております。

それでは、折登会長、よろしく願いいたします。

(折登会長) おはようございます。それでは、定足数に達しておりますので、第234回福岡県都市計画審議会を開催したいと存じます。

委員の皆様のお席につきましては、慣例に従いまして、正面に向かって右側より委員番号順とさせていただきますので、御了承願います。

なお、発言される委員の方におかれましては、速記の都合もありますので、挙手されて、マイクが来た後、マイクを御使用の上、御自分の番号を述べてから発言されるようお願い申し上げます。

本審議会は、平成13年8月開催の第171回から公開しております。傍聴者におかれましては、会場内にも掲示しております福岡県都市計画審議会公開規程第8条を遵守の上、御発言を慎む等、静穏に傍聴していただきますよう御協力をお願いいたします。

議事に入ります前に、前回の審議会以降、委員6名に交代がありましたので、御紹介申し上げます。学識経験のある者として選出される1号委員として、福岡県農業会議会長の田中博文様。なお、田中様は本日御欠席との連絡を頂いております。

続きまして、関係行政機関の職員である2号委員として、福岡財務支局長の河村直樹様。本日は、代理として内川様がおいででございます。内川様、一言、御挨拶を頂けますでしょうか。

(河村代理委員) 本日、支局長の河村が欠席でございますので、管財部長の内川が出席させていただきます。本日はよろしくをお願いいたします。

(折登会長) どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、同じく2号委員として、九州農政局長の堀畑正純様。本日は代理として松澤様がおいででございます。松澤様、一言、御挨拶を頂けますでしょうか。

(堀畑代理委員) 松澤でございます。どうぞよろしくお願いします。

(折登会長) どうぞよろしくお願いします。

続きまして、同じく2号委員として、九州経済産業局の塩田康一様。本日は代理として山下様がおいででございます。山下様、一言、御挨拶を頂けますでしょうか。

(塩田代理委員) 局長の塩田の代理で参りました山下でございます。よろしくお願いします。

(折登会長) どうぞよろしくお願いします。

続きまして、同じく2号委員として、九州運輸局長の下野元也様。本日は代理として尾堂様がおいででございます。尾堂様、一言、御挨拶を頂けますでしょうか。

(下野代理委員) 九州運輸局長の下野の代理で参りました、九州運輸局交通政策部、計画調整官の尾堂と申します。よろしくお願いいたします。

(折登会長) どうぞよろしくお願いします。

続きまして、同じく2号委員として九州地方整備局長の伊勢田敏様。本日は代理として鈴木様がおいででございます。鈴木様、一言、御挨拶を頂けますでしょうか。

(伊勢田代理委員) 九州地方整備局長伊勢田の代理で参っております、企画部の広域計画課長をしています鈴木と申します。どうぞよろしくお願いします。

(折登会長) どうぞよろしくお願いします。

以上の6名の方に御就任いただきました。よろしく申し上げます。

では、審議に入ります。

さて、本日、御審議いただきます議案は、次第に掲載の第3801号議案「宮若市に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」でございます。

では、幹事であります県建築指導課長から説明をしてください。

(大藪建築指導課長) 福岡県建築都市部建築指導課長の大藪でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、第3801号議案につきまして御説明をいたします。お手元の議案書の1ページを御覧ください。今回御審議いただきますのは、宮若市に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置についてでございます。

議案書を1枚めくっていただきまして、裏になりますけれども2ページをお願いいたします。本計画の概要について御説明をいたします。

申請者は、株式会社共立砕石所、代表取締役加藤直樹でございます。敷地の位置は、宮若市宮田字唐人町1496番地の1他。敷地面積は4万947.13平方メートル、許可対象施設となる産業廃棄物処理施設の処理能力は、がれき類が1日当たり2,000トンでございます。

建築基準法第51条では、都市計画区域内においては卸売市場やごみ焼却場等、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物で、都市計画においてその敷地の位置が決定していないものは、ただし書の規定に基づき、都市計画審議会の議を経た上で特定行政庁の許可を得れば設置することができることとなっております。

今回の施設は、建築基準法第51条における、その他政令で定める施設である、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2に規定される、1日当たりの処理能力が5トンを超えるがれき類の破碎施設に該当しております。

申請地では昭和48年から砕石製造や販売を行っておりまして、平成11年からがれき類の処理も行っております。平成13年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、がれき類の破碎施設が産業廃棄物処理施設に該当することとなって以降、増築等を行っていないことから既存不適格でございます。今回の施設の増設計画により、がれき類の処理能力が増加するため、同法第51条ただし書の規定に基づき許可をするものでございます。

申請の施設は、建設廃材等のがれき類の処理を行い路盤材などのリサイクル資材とするものであり、廃棄物のリサイクル推進の観点から、循環型社会に寄与する施設でもございます。

それでは、計画の内容について詳しく御説明をいたします。スクリーンまたはお手元の委員用図面3801-1を御覧ください。申請地の位置図でございます。方位は図面の上が北北西になっております。

申請地は、宮若市役所から南西に約3.3キロメートルの山間部に位置をしております。筑豊広域都市計画区域内で、用途地域の指定はなしでございます。申請地を緑色の線で囲み、黒の斜線で示しております。

1枚めくっていただきまして、委員用図面3801-2を御覧ください。付近見取り図でございます。方位は図面の上が北となっております。

先ほどの図面と同様に、申請地は緑色の線で囲み、黒の斜線で示しております。申請地内に既存の建築物が3棟ありまして、赤色で示しております。また、既存の破碎施設と今回新設する2つの破碎施設を黒丸で示しております。このうち、許可対象はがれき類の破碎施設になります。申請地一帯は山に囲まれた場所に位置し、周辺の建築物は住宅、工場、倉庫等が立地しております。住宅を黄色、工場を水色、倉庫・車庫を茶色で示しております。また、関係地域として新設の破碎施設から半径300メートルの赤色の円で囲っている範囲は、福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例に基づき、住民説明会の対象となる範囲でございます。

申請者は住民説明会を行うに当たり、生活環境影響調査を実施しております。粉じんにつきましては、飛散状況に応じて散水を行うこととしております。また、新設するがれき類の破碎施設の投入口に界面活性剤の泡を吹きつける、運搬車両のタイヤを専用の洗浄ポールで洗うといった対策により、飛散を抑制いたします。

騒音・振動につきましては、北側、西側に住宅があるため、それぞれの敷地境界において調査、予測を行っております。騒音は、騒音規制法の規制基準である60デシベル以下の58.0デシベル以下であり、振動は、振動規制法の規制基準である60デシベル以下の33.8デシベル以下であるという予測結果でございます。

これらの調査、予測や対策によりまして、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすことはないと考えられます。

次に、住民説明会でございますが、平成30年7月に実施しており、対象13戸のうち8名の住民の方が参加をされております。粉じんや騒音、運搬車からの落下物についての意見がございましたが、意見に関する調査、予測や対策について御説明し、平成30年11月に申請者と地元自治会との間で環境保全協定を締結しております。

1枚めくっていただき、委員用図面3801-3を御覧ください。配置図でございます。

方位は図面の上が北となっており、緑色で囲まれた敷地が申請地でございます。北西側で幅員10.5メートルの県道30号に接しております。建築物は赤色で示しております。全て既存で、事務所、休憩所、倉庫の3棟でございます。許可対象施設となるがれき類の破碎施設は、既存の破碎施設と今回新設する①の破碎施設がございまして、水色で示しております。また、ガラスくず等の破碎施設は、既存の破碎施設と今回新設する②破碎施設がございまして、新設の破碎施設を緑色の方で示しております。これら3つの破碎施設で、がれき類やガラスくず等の破碎処理を行います。

産業廃棄物置き場を黒丸に黒の斜線で、破碎処理した後の製品置き場を黄色で示しております。産業廃棄物を運搬する車両の搬出入経路を青色の線で示しております。敷地内をがれき類及びガラスくず等の破碎施設や廃棄物置場、製品置場を經由しまして、敷地北西で接している県道30号から出入りを行います。

作業時間は、日曜・祝日を除き、午前8時から午後5時でございます。

1枚めくっていただきまして、委員用図面3801-4を御覧ください。フロー図でございます。図面の左ががれき類の処理フローで、図面の右がガラスくず等の処理フローとなっております。

がれき類につきましては、圧碎機による破碎処理で鉄筋等の除去を行い、破碎施設による破碎処理、磁選機による鉄筋等の除去、スクリーンによるサイズ選別の4つの工程で処理を行っております。サイズ選別でオーバーサイズとなったものにつきましては、再度、破碎施設による破碎処理、以下の3工程による処理を行います。がれき類の写真をフロー図の下に示しており、左側が破碎前、右側が破碎後でございます。

ガラスくず等につきましては、破碎施設による破碎処理、スクリーンによるサイズ選別の2つの工程で処理を行っております。こちらも、サイズ選別ではオーバーサイズとなったものは、再度2工程による処理を行います。ガラスくず等の写真をフロー図の右に示しており、上が破碎前、下が破碎後でございます。

次に、図面の右下に破碎施設の処理能力表を示しております。

表の一番上が既存の破碎施設プラントでございまして、処理能力はがれき類が1日当たり1,320トン、ガラスくず等が1日当たり880トンでございます。この施設では、碎石製造とがれき類、ガラスくず等の破碎処理を、日時を分けて使用しております。真ん中の段の移動式破碎機とありますのが、新たに設置するがれき類の破碎施設でございまして、処理

能力は1日当たり680トンでございます。一番下の定置式破砕機とありますが、新たに設置するガラスくず等の破砕施設でございまして、処理能力は1日当たり318トンでございます。今回の計画により、3つの施設の合計処理能力は、がれき類が1日当たり2,000トン、ガラスくず等が1日当たり1,198トンとなります。

1枚めくっていただきまして、委員用図面3801-5を御覧ください。搬出入経路図でございます。申請地から近隣市町へ向かう主なルートを示しており、国道をオレンジ色で、県道を緑色で示しております。

搬入につきましては、がれき類は各種構造物の解体等により発生した飯塚、宮若、直方、小竹、北九州、福岡方面より、国道、県道を経由しまして、最終的に県道30号より搬入されます。ガラスくず等は、TOTO系の小倉工場、中津工場等より国道、県道を経由しまして県道30号より搬入されます。搬出につきましては、リサイクルした再生路盤材を土木建築、道路造成現場各所に飯塚、宮若、直方、小竹、北九州、福岡方面へ県道30号より国道、県道を経由しまして搬出いたします。1日の搬出入台数は、計画処理能力が最大で稼働した場合、往復200台ふえ、往復464台となります。

敷地を出入りする車両の割合を水色の矢印で示しております。前面道路の県道30号北側を経由し北西の県道30号を利用する車両が約1割、北側の県道74号を利用する車両が約3割、東側の県道74号を利用する車両が約1割でございまして、県道30号の南側を利用する車両が約5割となっております。

今回の申請敷地の周辺地域につきましては、宮若市都市計画マスタープランにおきまして、まちづくり構想上、無秩序な開発を抑制し、森林地の保全整備を図る地域と位置づけられております。当該施設が立地します宮若市からは、今回の計画は新たな開発や建築行為を伴うものではなく、敷地の拡大はないことから、森林地の保全に関して特段支障はなく、また、環境影響評価がなされ、騒音、振動について基準値を超えない結果が出ており、破砕機からの粉じんの飛散についても対策を講ずる計画となっており、周辺の環境に影響を与えないよう考慮されていると思われることから、都市計画上支障がない旨の意見書が提出をされております。

以上のことから総合的に判断し、当該施設の敷地の位置につきましては都市計画上の支障がないものと判断し、本日の審議会にお諮りするものでございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

(折登会長) ありがとうございます。ただいまの説明について、何か御質問、御異議はご

ございませんでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

(折登会長) 御異議がないようでしたら、全会一致で御承認いただいたこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(折登会長) それでは、そのように決めます。

本日の審議は以上ですが、ここで、運営規則第8条の規定によりまして、本審議会議事録の署名委員を指名させていただきます。議事録の署名は、吉田委員と吉武委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

なお、次回の審議会については、後日、事務局から連絡させていただきますが、委員の皆様におかれましては、次回につきましてもぜひ御出席いただきますようお願いいたします。

最後になりましたが、委員及び傍聴者の皆様、本日は円滑な審議に御協力いただきましてありがとうございます。

これにて本日の審議は終了といたします。

午前 10時51分 閉会

以上のとおり、第234回福岡県都市計画審議会の内容に相違ないことを認めます。

会 長

議事録署名委員

議事録署名委員